



インターネット上の海賊版対策に係る 総務省の取組の進捗状況について

2021年11月29日
事 務 局

アクセス抑止方策について

1. ネットワーク側におけるアクセス抑止方策

一般ユーザの意識や意向を踏まえると、契約約款等による包括同意によってユーザの有効な同意があるとしてネットワーク側での警告表示を行うことは困難。

2. 端末側におけるアクセス抑止方策

通信の秘密に関する法的問題を生じさせないこと、セキュリティ対策ソフトなどでの既存の取組が存在しており迅速な対応が可能であること等から、端末側における対応策を着実に促進していくことが適当。

特に、セキュリティ対策ソフトについて、権利者側とセキュリティ対策ソフト事業者側の協力体制を構築し、同ソフトへの海賊版サイトリストの迅速かつ定期的な反映を可能とする枠組みを速やかに作ることが適当。

今後の取組に当たっての留意点

1. 基本的な考え方の踏襲

関係者の共通認識の下での推進、あるべきネットワークの姿を踏まえての推進、ユーザの理解を得ながらの推進といった基本的な考え方の踏襲が重要。特に、ユーザの意向調査、各種施策の効果検証を継続的に実施することが適当。

2. 民間主導の枠組みの尊重

出版業界と通信業界の間で進められている、海賊版対策のための協力の在り方に関する検討・意見交換の場について、この民間主導の枠組を尊重しつつ、国として必要な支援を行っていくことが適当。

3. 総合的な海賊版対策の推進

著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、広告出稿の抑制といった、総合的な海賊版対策の推進が重要。

4. 発信者側への対応、CDN事業者への対応

発信者側(海賊版サイト側)のエンドでの取組やCDN事業者での対応なども重要。

- 依然として社会問題となっているインターネット上の海賊版に対する総合的な対策の一環として、総務省として、関係省庁・関係団体及び事業者と連携しつつ実施する取組について、以下の政策メニューを新たにに取りまとめ、今後推進を行う。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「e-ネットキャラバン」の講座内容に2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)の内容をアップデート【実施済、継続的に実施】
- ②著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集(2021年版)」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【実施済、継続的に実施】
- ③出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施【実施済、継続的に実施】

2. セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

- ①セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能に関するユーザの意向調査を実施【実施済、継続的に実施】
- ②セキュリティ事業者等との実務者検討会を開催。上記調査結果等も踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①海賊版コンテンツをアップロードする匿名の発信者の特定に資するため、開示対象となるログイン時情報の明確化、新たな裁判手続の創設といった内容を含む、発信者情報開示制度に係る法改正を実施【2021年4月成立】

4. 海賊版対策に向けた国際連携の推進

- ①海賊版サイトのドメイン名に関し、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化について、国際的な場(ICANN等)において議論を推進【ICANN会合において継続的に実施】
- ②国外の海賊版サイトのサーバ設置国の通信所管省庁等に対して、著作権を侵害する違法コンテンツの削除や発信者情報開示制度に関する意見交換及び対応強化に関する働きかけを実施【今年開催される二国間政策対話等に向けて準備】

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のために、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発教材に2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)の内容を盛り込むとともに、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表
- 【実施済、継続的に実施】

①e-ネットキャラバン

著作権侵害防止を含む、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的として、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での「出前講座」。情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

e-ネットキャラバン教材(抜粋)

危険な著作権・肖像権

どうすればいい?

違法コピーを使ったり、広めたりしない

違法ダウンロード
(音楽・映像・漫画・書籍等全て)
2年以下の懲役
200万円以下の罰金

違法アップロード
10年以下の懲役
1,000万円以下の罰金

※2021年1月の著作権法改正に伴い、対象拡大。

e-ネットキャラバン講座実施の様子



②インターネットトラブル事例集

子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資する、インターネットに係る著作権侵害等のトラブル事例とその予防法等をまとめた事例集。2009年度より毎年更新・作成し公表。2021年版では著作権に関するページを充実させ、解説動画も公開。

インターネットトラブル事例集(2021年版)(抜粋)

◆テーマ5◆ 著作権に関して気をつけたいこと

10 他者の権利を侵害する投稿・二次利用・ダウンロード

マンガを違法に動画サイトにアップロード



Kくんは、愛読している人気の漫画マンガを撮影して動画サイトに投稿。それをSNSでつぶやくと、多くの人が視聴し、感謝のコメントももらいました。

著作権法違反で自宅に警告が...



動画サイトの運営側から警告を受けましたが、好評なのでそのまま投稿を続けていたところ、Kくんは著作権法違反で逮捕されました。

考えてみよう!

テレビ番組、映画、ライブ映像、音楽、書籍、キャラクターetc...世の中は誰かの著作権物であふれています。それらを許可なく公開やアップロードをしたら、どんなことになるでしょう?

A.著作権者の権利を侵害

作者、脚本家、制作会社、演者、演奏者、歌手、作曲家、作詞家ほか、著作権には多くの権利者がいます。自ら購入したもので、それを複製して許可なく公開・転載すれば権利侵害となります。

B.スクリーンショットや動画録画は?

動画やライブ配信を楽しみながらスマホの画面を撮影・録画する人もいますが、利用条件で撮影・録画が禁止されている場合もあり、それをSNSに公開したり、交換・転載したりすれば著作権侵害となります。

C.注意を受けたら意固に使う

たとえ一部の人が感謝されたとしても「違法かも?」と思ったら、気づかずにやってしまったことでも、注意を受けたら「好む自分だけの楽しみ」で自分の行動を省みましょう。

※著作権者は法律で守られていることをもっと意識して

動画や音楽を投稿するサイトは年齢を問わず人気ですが、子供たちがさまざまな著作権物を無許可でアップロードし、著作権者となるケースが出ています。公開だけでなく、違法な行為は動画等の著作権者(個人で楽しむ範囲でも)、違法として2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(またはその両方)を科せられることがあります。これは営利目的だけでなく適用されます。また、自分のSNSでプロフィール欄に著名人の写真やイラストを利用する、友人の写真や動画を許可なく転載といった行為も著作権者の権利に及ぼす可能性があります。無断で使えば著作権侵害となり、利用の条件をしっかりと読み、ルールに従った使い方をしなければなりません。

ワンポイントアドバイス

「私的利用」であれば許可なく著作権物を複製することは出来ませんが、無許可で不特定または多数の目に触れるネットに公開するのは違法と理解しましょう。

③普及啓発動画

出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編」を作成・公表。総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の携帯ショップの店頭・家電量販店、青少年の啓発現場等において活用している。

普及啓発動画作成における協力体制イメージ

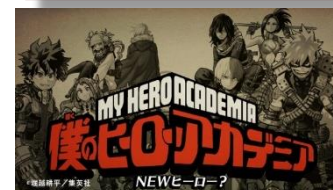
総務省
動画作成の企画立案、周知・啓発

出版業界(出版社)

訴求力の高い
コンテンツを提供

通信業界(携帯事業者等)

全国の販売店等にて
動画を公開フィルタリングの利用を促進



①アクセス抑止機能に関するユーザの意向調査(2020年度予算施策)

- 2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)を踏まえ、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能に関するユーザへのアンケート調査を実施【実施済、継続的に実施】

②セキュリティ事業者や携帯電話事業者との実務者検討会の開催

- セキュリティ事業者等との実務者検討会を2020年8月以降継続的に開催。上記の調査結果を踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて、全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】
- 海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトの導入・普及促進の検討・実施【セキュリティ対策ソフトへのアクセス抑止機能導入の進捗を踏まえて実施】

<セキュリティ事業者等との実務者検討会への参加企業・団体>

- | | | |
|-----------------|-------------|----------------------------|
| ・トレンドマイクロ株式会社 | ・株式会社NTTドコモ | ・一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 |
| ・マカフィー株式会社 | ・KDDI株式会社 | ・特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 |
| ・ソースネクスト株式会社 | ・ソフトバンク株式会社 | ・総務省 |
| ・株式会社ノートンライフロック | ・楽天モバイル株式会社 | |
| ・株式会社カスペルスキー | | |



2021年11月時点で、トレンドマイクロ・マカフィー・ソースネクスト・ノートンライフロック・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク・楽天モバイルにおいて、(一社)ABJのリスト等をもとに、海賊版サイトへのアクセス抑止機能を導入

※ BCN AWARD2021部門別受賞企業(セキュリティソフト)において、上記導入済みセキュリティソフト事業者4社の国内販売シェアは8割程度(出典: https://www.bcnaward.jp/award/section/detail/contents_type=307)

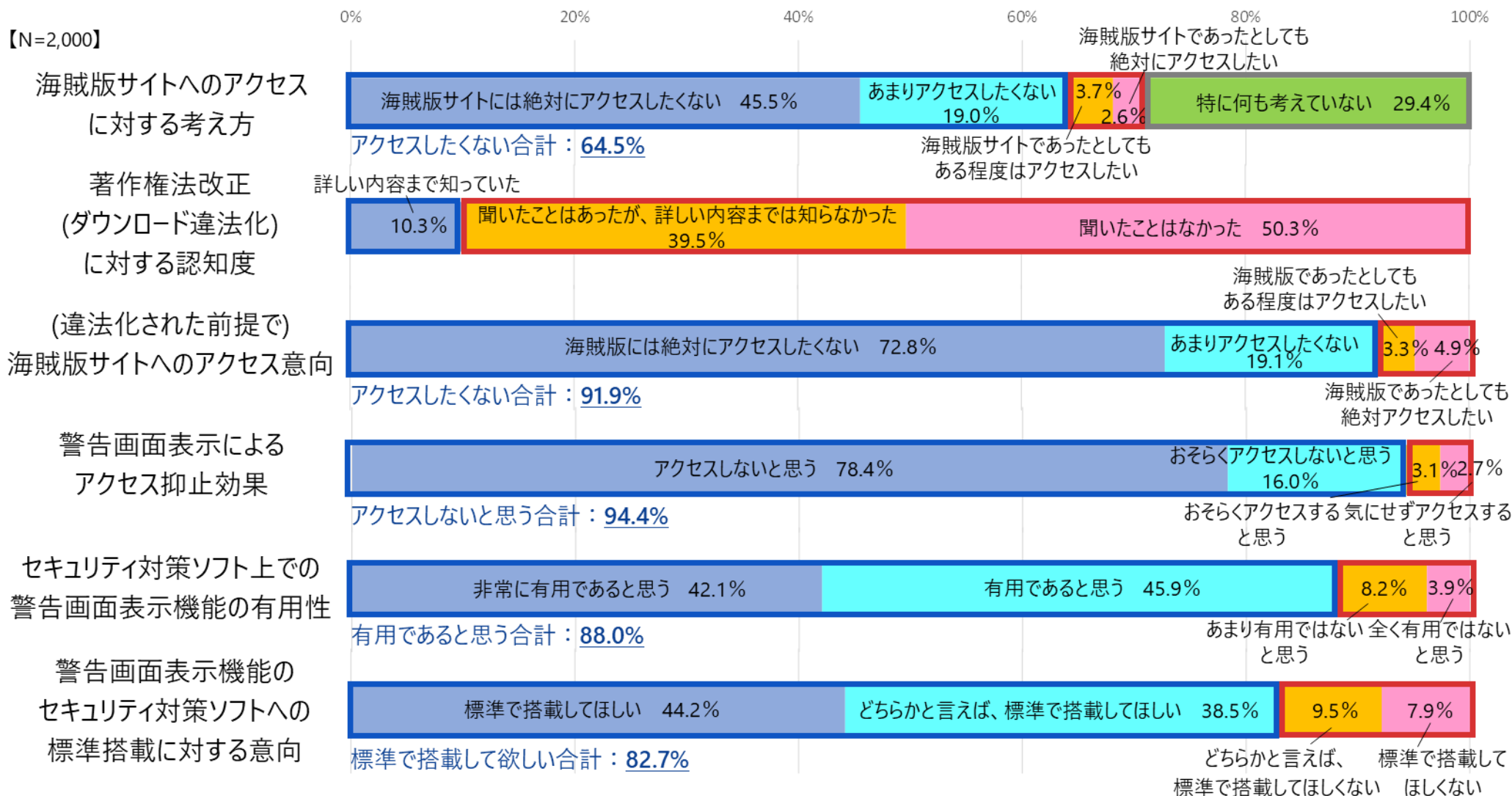
【警告表示(イメージ)】

<概要>

○調査実施期間: 2020年11月19日(木)～2020年11月25日(水)

○回答者数: 2,000名 (WEBアンケート調査)

【N=2,000】



■ 民間部門が協力して、海賊版サイトのリストを策定・共有。

- 出版業界だけでなく通信・IT業界とも協力して新法人を設立し、同法人において海賊版サイトの収集・判定を実施(2020年10月開始)
- 海賊版対策実務意見交換会で策定した枠組みに基づきSIA(セーフアーインターネット協会)が海賊版サイトリストの情報共有スキームを運用(同年11月開始)

■ 海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトへ海賊版サイトのリストを活用。

出版 & 通信業界による民間の取組(リスト策定・共有)

・出版社、電子書店・取次
・著者団体
・通信・IT事業者 等

(一社)ABJ

①海賊版サイトの
収集・判定・管理

②ABJマークの
作成・管理

③海賊版対策全般の
啓蒙活動

・海賊版対策実務意見交換会
・SIA(セーフアーインターネット協会)

海賊版サイト 情報共有スキームTF

海賊版サイトリスト
共有スキーム全体の
検討・運用

リスト提供

リスト受領

協力事業者

○フィルタリング事業者

・ALSI
・デジタルアーツ

○セキュリティ事業者

・トレンドマイクロ
・マカフィー
・ソースネクスト
・ノートンライフロック
・BBソフトサービス
・アロッドコミュニケーションズジャパン

※携帯電話事業者が提供する
セキュリティ対策ソフトにもリストを活用

3. 発信者情報開示に関する取組

～プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律(概要)(令和3年4月28日公布)～

- インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続※)を創設するなどの制度的見直しを実施。
- 海賊版サイトによる著作権侵害についても、新たな裁判手続の利用が可能であり、海外企業に対する発信者情報開示の申立ての簡易化による事件の迅速な処理が期待される。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

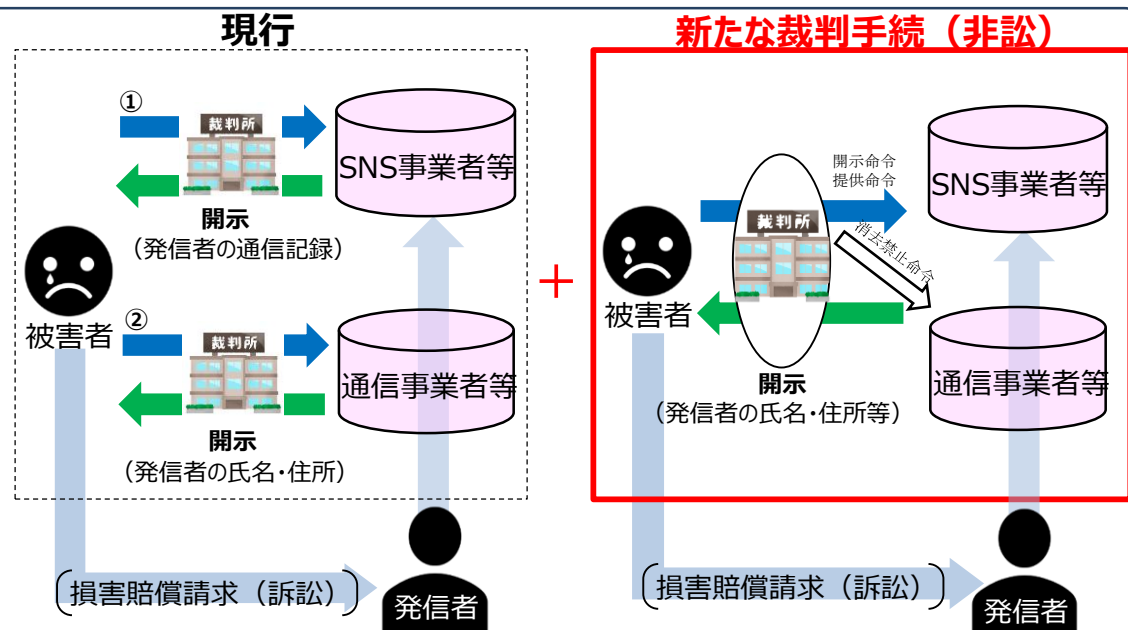
新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。



施行日：公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

- 従来、海外企業に対する発信者情報開示請求は、大使館などを經由する送達手続に長い時間を要したが、新設する非訟手続では、海外企業に対してEMS等での申立書の送付などより簡易な申立てが可能

①ICANN (※1) における、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応に関する議論の推進

1. GAC(政府諮問委員会)(※2) 会合における働きかけ

- ICANN70 (2021年3月)において、海賊版サイトによる被害や政府の取組状況を伝えるとともに、レジストリ・レジストラ(※3)がICANNとの契約規定を遵守するための方策をGAC内で検討することを提案。(※4)
- ICANN71 (2021年6月)において、ICANNとの契約を遵守していないレジストラの事例を紹介し、ICANNとレジストラの契約規定の遵守の観点から、①登録時におけるドメイン名の登録者の情報収集、②ドメイン名の登録者の身元確認の徹底、③ICANNコンプライアンス部門による不正利用対応の強化を提案。(※4)
- ICANN72(2021年10月)において、海賊版サイトに関して日本で確認された事象として、「レジストラホッピング」(ドメイン名を利用した不正行為の報告をレジストラへ行う度に、ドメイン名の登録が他のレジストラへ変更されること。)について、その概要や目的をGAC内で情報共有し、GACにおいてレジストラホッピングの問題について議論することを提案。(※4)

※1 ICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)

ドメイン名やIPアドレスなどのインターネットの重要資源の管理・調整を行う組織

※2 179の国／地域と38の国際機関等の代表が出席、ICANNへ政府の立場から助言を行う組織。日本からは総務省が出席。

※3 レジストリ：ドメイン名の登録申請を受け付け、データベースの管理やアクセス手段の整備などを行う組織。

レジストラ：ドメイン名の登録希望者や所有者から申請や手続を受け付け、レジストリと直接やり取りを行う組織。

※4 提案した全ての会合において、総務省の提案が会合の成果文書（コミュニケ）へ記載された。

2. ICANN CEOへの働きかけ

- 2021年9月に、ICANNのトップであるCEOのGoran Marby氏に対して、海賊版サイトで利用されているドメイン名を登録するレジストラへの対応について、働きかけを実施。
- ICANNコンプライアンス部門との意見交換など、引き続きICANNへ働きかけを実施する予定。

- 今後、海賊版対策を一層促進するため、現在の総務省の政策メニューの取組の進捗状況の把握や効果検証に加え、それに含まれていない項目についても、権利者、関係事業者等との連携による有効な対策の検討が必要ではないか。
- 海賊版サイトによる著作権侵害について、海賊版サイト運営の目的や用いる手段、コンテンツ配布の経路などを含めた多角的な分析・検討が必要ではないか。

<総務省の政策メニューにない取組の例>

- ① 広告出稿の抑制
海賊版サイトの収入源となる広告の掲出について、海賊版サイトの収入源を絶つための広告事業者による出稿抑制が有効ではないか。
- ② CDN(Content Delivery Network)サービスにおけるキャッシュの削除
著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるサービスについて、一定の要件下でのキャッシュの削除等、不正利用の抑制が有効ではないか。
- ③ 検索結果から海賊版サイトへの流入の抑制
海賊版サイトへのアクセスの足がかりになる検索サイトにおける検索結果の表示について、検索業者による一定の要件下での削除等の対応が有効ではないか。

今後の検討スケジュール(案)

10

2021年		2022年					
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
							
【11/29】 事業者団体ヒアリング (ABJ、SIA、 日本漫画家協会)		【1月頃～】 関係事業者団体/ 事業者ヒアリング (検索、広告、 CDN事業者 等)		【3月頃】 - アクセス抑止方策等 に関する効果検証 - 論点整理		【5月頃】 現状とりまとめ (案)	
						【6月頃】 - 現状とりまとめ - 今後の取組 方針	

參考資料

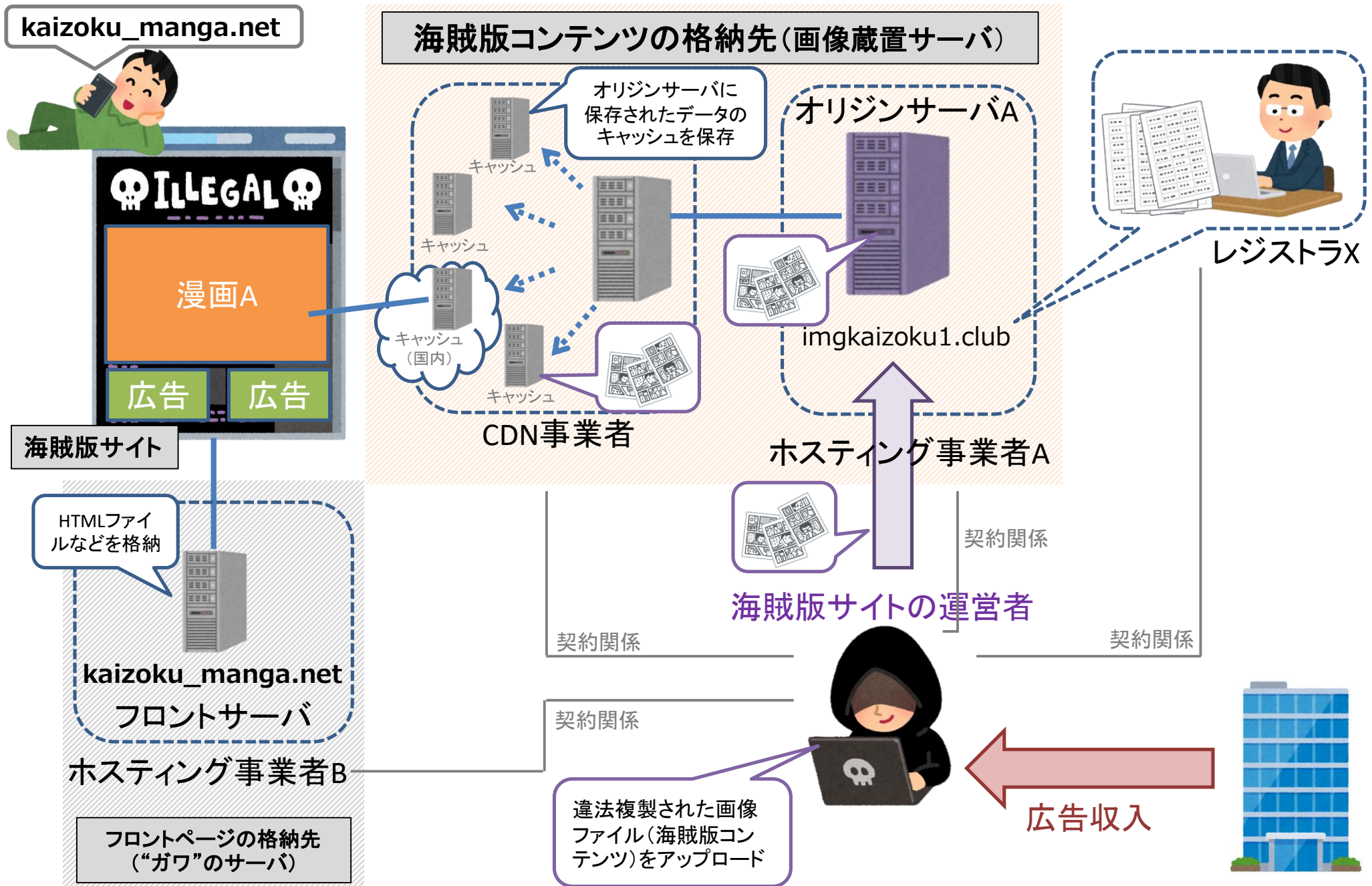
インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー(更新版)

12

- 2019年10月に、関係省庁*による海賊版対策の取り組みとして、「総合的な対策メニュー」を公表。
- 2021年4月に、その後の状況の変化などを踏まえ、「総合的な対策メニュー更新版」を公表。

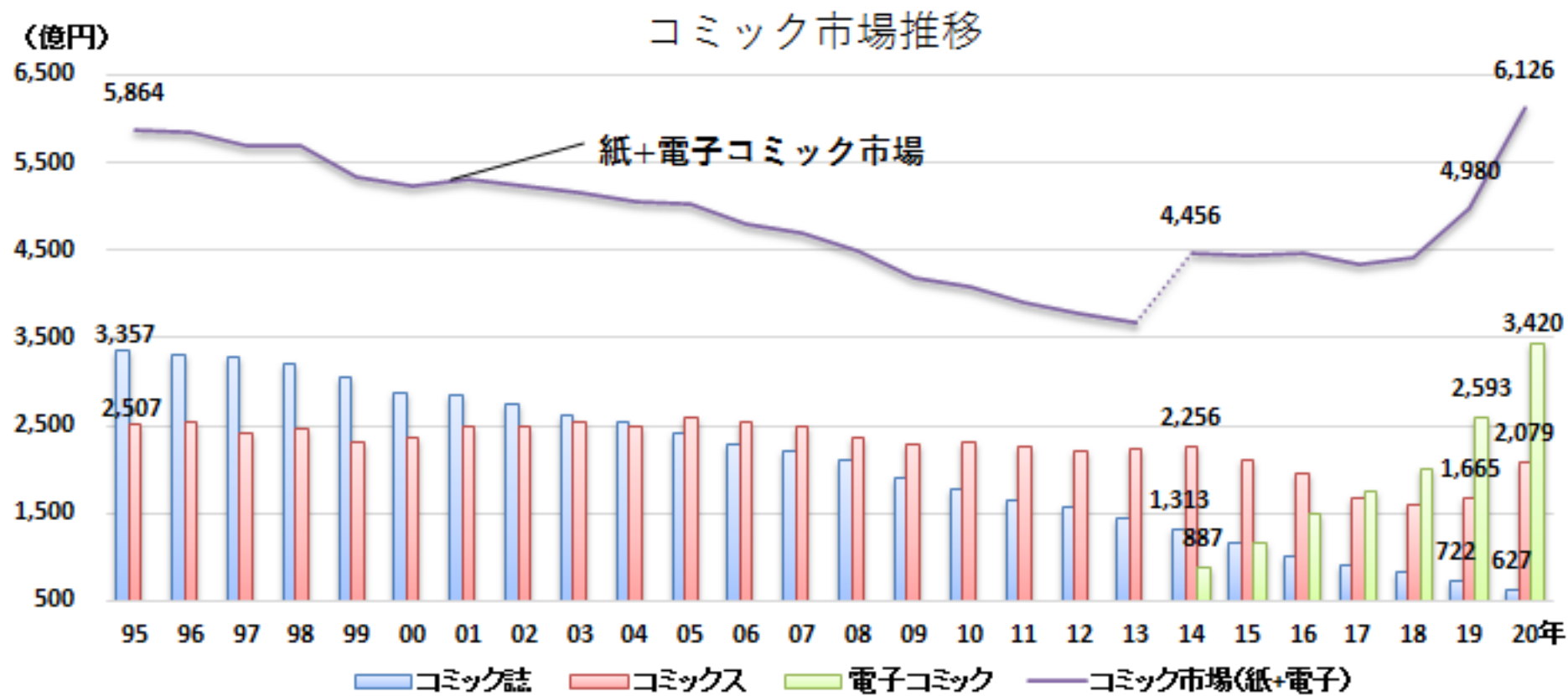


*内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省(更新版以降)、文部科学省、経済産業省



コミック市場の推移①

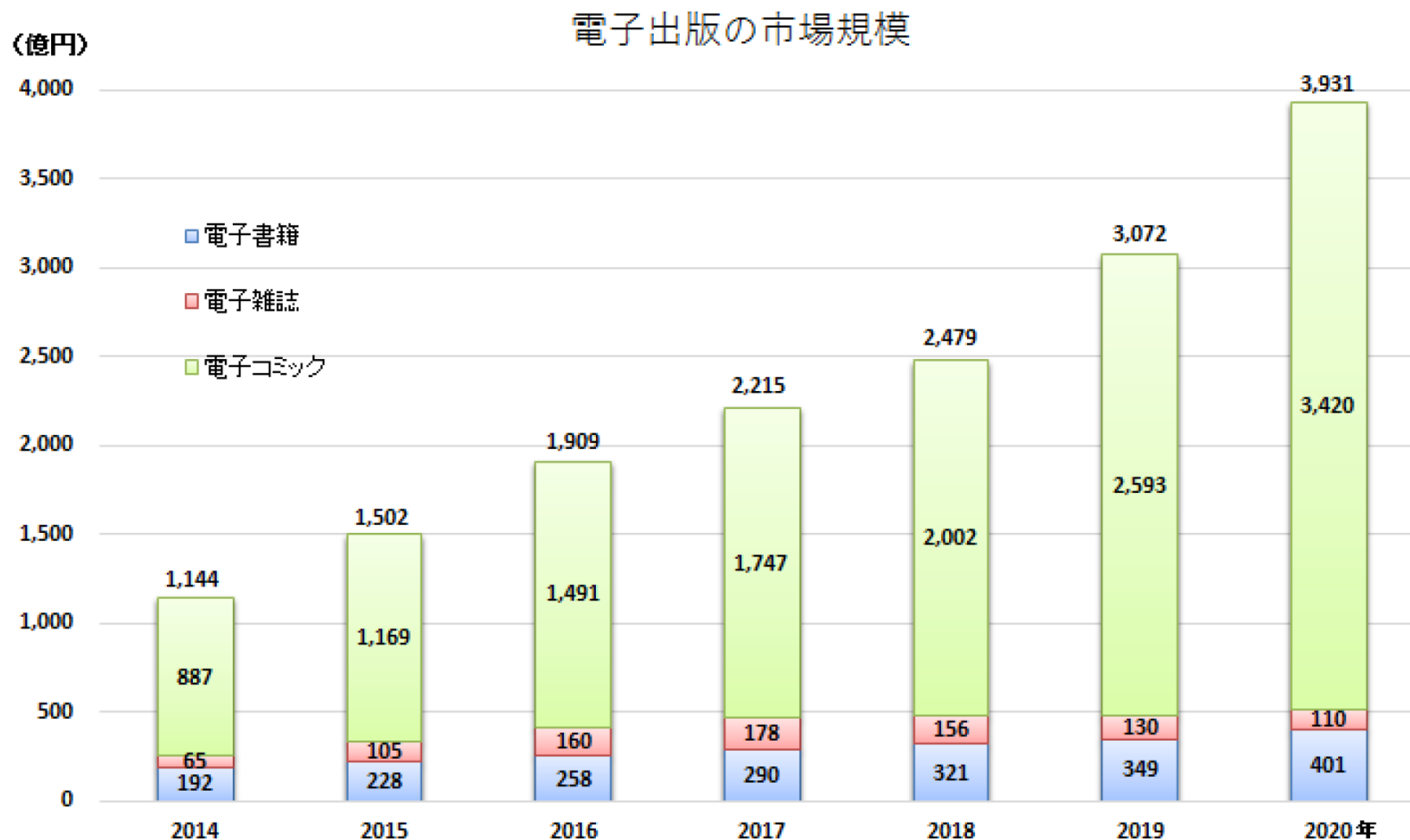
- 2020年、コミック市場全体の販売額は1978年の統計開始以来過去最大。
- 2020年の電子コミックの出版市場全体に占める割合は37.9%。



出典『出版指標 年報 2021年版』

引用：出版科学研究所HP (<https://shuppankagaku.com/statistics/comic/>)

- 電子出版の市場規模は2014年の統計開始から右肩上がりで成長。



(注) コミック雑誌は電子コミックに含む

出典『出版指標 年報 2021年版』

引用: 出版科学研究所HP (<https://shuppankagaku.com/statistics/ebook/>)